

国自旅第3号の4  
平成28年4月15日

公益社団法人全国運転代行協会会長  
公益財団法人運転代行振興機構代表理事  
ジェイ・ディ共済協同組合理事長  
全国運転代行共済協同組合理事長  
一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成14年国土交通省告示第421号）の解釈及び運用について

随伴用自動車の表示等を規定する自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成14年国土交通省告示第421号）の改正について、別添のとおり、都道府県自動車運転代行業担当部局長に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知したので了知されたい。また、改正の施行日である平成28年10月1日以降は適正に表示を行っていない自動車運転代行業者は行政処分の対象となるので、貴団体においては、会員、保険（共済）契約者等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに警察庁交通局交通企画課長あてその旨通知していることを申し添える。

国自旅第3号  
平成28年4月15日

各都道府県自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成14年国土交通省告示第421号）の解釈及び運用について（技術的助言）

随伴用自動車の表示等を規定する自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成14年国土交通省告示第421号。以下「告示」という。）の別表について、今般、別添のとおり改正したところであるが、解釈及び運用については下記のとおりとするので、自動車運転代行業者に周知徹底を図るとともに、随伴用自動車の表示を適正に実施するよう指導されたい。

#### 記

1. 告示別表注（1）の「ペンキ等」の解釈について  
「ペンキ等」の解釈については、以下のとおりとする。

（1）「ペンキ等」に含まれるもの

- ・ペンキ
- ・カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム
- ・ステッカー

（2）「ペンキ等」に含まれないもの

- ・ガムテープ等による貼付け
- ・マグネット板（接着したもの）

なお、マグネット板を接着する方法については、平成24年3月の「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」における激変緩和措置として認めたものであり、接着していないマグネット板との違いが外見上判断できないことから、今後、代替や増車に伴う新たな随伴用自動車にはこれを認めないこととする。

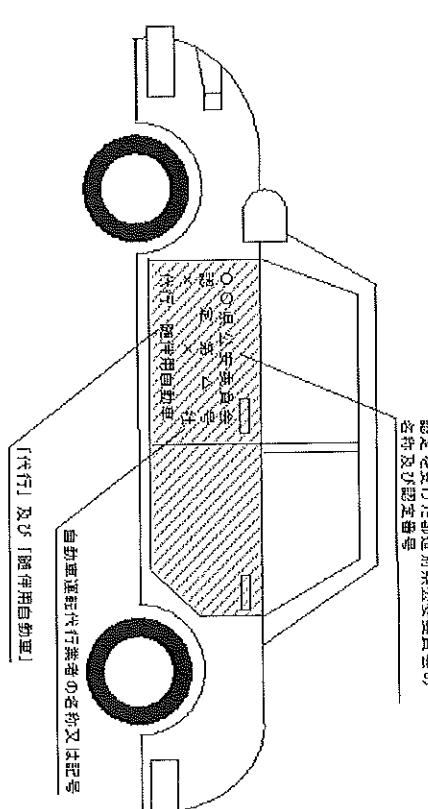
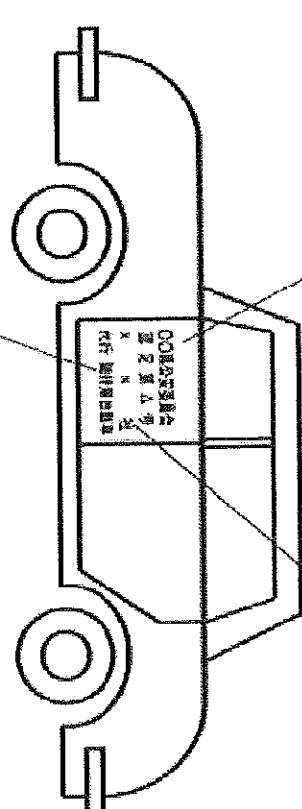
2. 告示別表注（4）の「5センチメートル以上」の解釈について

数字やアルファベットを使用する場合や使用するフォントによっては縦横のサイズが変化するため、あらかじめ文字の大きさ（フォントサイズ）の目安を示すことは困難である。このため、フォントサイズが原則同じであること、ひらがな及び漢字のフォントサイズが縦横5センチメートルを超えているかどうかを目安とされたい。

3. 告示の改正の施行日

平成28年10月1日

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示の一部を改正する告示  
 ○自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成十四年国土  
 交通省告示第四百一十一号）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

別表	改 正 案	現 行
※表示箇所は斜線の範囲内とする。	 <p>「代行」及び「随伴用自動車」</p>	 <p>「代行」及び「随伴用自動車」</p>

注（1）規則第7条第1項による場合にあっては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号並びに「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、車体の両側面に行うこと。

（2）（1）に掲げる表示は、着脱が容易に行えるマグネット等によるものを除くこと。

（3）規則第7条第2項による場合にあっては、（1）に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により車体の両側面に行うこと。

（4）（1）に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル以上とすること。

（5）（1）に掲げる事項の各文字は、公衆及び利用者に見やすい、

注（1）規則第7条第1項による場合にあっては、自動車運転代行業者の名称または記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号、「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

（2）規則第7条第2項による場合にあっては、（1）に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により自動車の両側面に行うこと。

（3）（1）に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル程度以上を目安とする。

ように表示すること。

」の告示は、平成二十八年十月一日から施行する。  
附則

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び  
随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成十四年国土交通省告  
示第四百二十一号）

（最終改正平成28年4月15日）

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法  
律（平成十三年法律第五十七号）において使用する用語の例による。

（損害賠償責任保険契約等の補償限度額）

第二条 國土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規  
則」という。）第三条第一号イの告示で定める額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命又は身体の損害を賠償  
することによって生ずる損失にあっては、生命又は身体の損害を受けた者一人につき  
八千万円
- 二 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の財産の損害を賠償すること  
によって生ずる損失にあっては、一事故につき二百万円

（随伴用自動車の表示事項等の表示方法等）

第三条 規則第七条第一項各号に掲げる表示事項の表示方法及び表示箇所は、別表の例に  
よるものとする。

2 規則第七条第二項に規定する表示板は、別表の例により装着するものとする。

附則

この告示は、平成十四年六月一日から施行する。

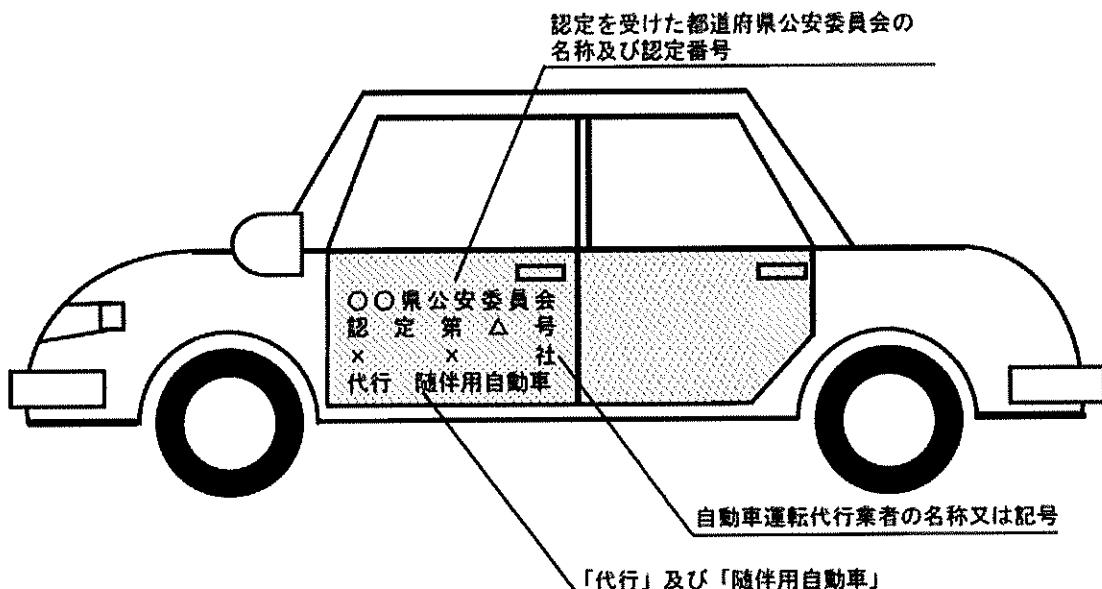
附則（平成二十年国土交通省告示第七百八十一号）

この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年国土交通省告示第六百七十三号）

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

別表



※表示箇所は斜線の範囲内とする。

- 注(1) 規則第7条第1項による場合にあっては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号並びに「代行」及び「隨伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、車体の両側面に行うこと。
- (2) (1)に掲げる表示は、着脱が容易に行えるマグネット等によるものを除くこと。
- (3) 規則第7条第2項による場合にあっては、(1)に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により車体の両側面に行うこと。
- (4) (1)に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル以上とすること。
- (5) (1)に掲げる事項の各文字は、公衆及び利用者に見やすいように表示すること。